

＊北海道公報

目次

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

規 則

- 北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則 (人材育成課) 七
- 北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則 (法制文書課) 一五
- 北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則 (法制文書課) 一六
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 一六

- 北海道消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則 (生活振興課) 一七
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (保健予防課) 一七

- 栄養士法施行細則の一部を改正する規則 (地域保健課) 二二
- 温泉法施行細則の一部を改正する規則 (薬務課) 二三
- 北海道精神保健福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者保健福祉課) 二七

- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (保護課) 二七
- 北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則 (産業振興課) 二八

- 北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則 (産業振興課) 二九
- 北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則 (産業振興課) 三〇
- 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則 (人材育成課) 三一

- 北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (人材育成課) 三一
- 北海道地方競馬事故補償規則の一部を改正する規則 (農政課) 三二
- 漁港法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (漁港漁村課) 三三

- 北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則 (漁業管理課) 三三
- 漁船法施行細則の一部を改正する規則 (資源管理課) 三四
- 北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則 (空港港湾課) 三五

- 都市計画法施行細則の一部を改正する規則 (都市環境課) 三五
- 北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課) 三五

訓 令

- 北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 三七
- 中小企業労働相談所運営規程の一部を改正する訓令 (労政福祉課) 三七

- 道議会告示
- 北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程 三七

道人事委員会規則

- 北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 三八
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 三八
- 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 四二
- 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 四二
- 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則 四三
- 北海道職員等の育児休業に関する規則の一部を改正する規則 四四

公布された規則のあらまし

北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則(規則第三十四号)

一 趣旨

北海道立職業能力開発支援センター条例の施行について必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 北海道立職業能力開発支援センター(以下「支援センター」という。)の開館時間、午前九時から午後十時までとする(第二条第一項関係)。
- 2 支援センターの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までとすることとした(第三条第一項関係)。
- 3 知事は、支援センターの秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができることとした(第五条関係)。
- 4 入館者の遵守事項等を定め、これに違反したことにより支援センターの管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、利用を制限し、又は退館させることができることとした(第六条関係)。
- 5 支援センターの研修室等を使用しようとする者は、あらかじめ、使用申込書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこととした(第七条及び別記第一号様式関係)。
- 6 研修室等の使用を承認しない要件を定めた(第十一条関係)。
- 7 使用料の承認の取消し等を行う要件を定めた(第十二条関係)。
- 8 使用料の額を定めた(第十三条及び別表関係)。
- 9 使用料は、知事がやむを得ない事由があると認めた場合を除き、使用承認書の交

平成十四年三月二十九日 金 曜 日

付を受ける際に納付しなければならないこととした（第十四条関係）。

10 使用料の免除及び減額の要件を定めた（第十六条及び第十七条関係）。

11 使用料の減免を受けようとする者は、使用申込書を提出する際に、研修室等使用料減免申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこととした（第十八条及び別記第六号様式関係）。

12 知事は、支援センターの秩序の維持及び施設の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その使用を指示し、又は使用中の場所に職員を立ち入らせ、使用の状況を調査させることができることとした（第二十一条関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則（規則第三十五号）

一 趣旨

道立文書館の所蔵する資料の利用について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 館長は、文書館資料に個人の秘密等の情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、当該個人の秘密等の情報を分離することができる場合には、当該文書館資料を部分的利用に供することができることとした（第九条第二項関係）。

2 館長は、文書館資料が個人の秘密等の情報を含むものであっても、公益上の必要その他の理由があり、かつ、個人又は法人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、文書館資料を利用に供することができることとした（第九条第三項関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）

一 趣旨及び内容

租税特別措置法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第三十七号）

一 趣旨及び内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正等に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第三十八号）

一 趣旨

北海道消費生活協同組合資金貸付規則に基づく貸付金の貸付利率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

貸付事業資金に係る貸付利率を、年一・九パーセントから年二・三パーセントに引き上げることとした（第四条第三項関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第三十九号）

一 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い様式の改正を行うとともに、保健所長に権限を委任する事務を追加することとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 精神障害者居宅生活支援事業の実施の届出、当該届出事項の変更の届出及び当該事業の廃止等の届出の様式を定めることとした（第十七条の五から第十七条の七まで及び別記第二十七号様式から別記第二十九号様式まで関係）。

2 1の届出に係る事務等を保健所長に委任することとした（第十九条関係）。

3 知事に対する申請等の事務が市町村長を経由することとなったことから、様式を改めることとした（別記第十号様式、別記第十二号様式及び別記第十四号様式関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十号）

一 趣旨及び内容

栄養士法施行令等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

温泉法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十一号）

一 趣旨

温泉法等の改正にかんがみ、所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 許可申請に係る添付書類について定めることとした（第二条及び第六条関係）。
- 2 申請書等の様式を定めることとした（第三条、第九条、別記第二号様式及び別記第七号様式関係）。
- 3 登録分析機関に係る登録事項の変更の届出及び業務の廃止の届出の手続について定めることとした（第十二条、第十三条、別記第九号様式及び別記第十号様式関係）。
- 4 その他規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道精神保健福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）

一 趣旨及び内容

北海道精神保健福祉審議会の部会の設置目的を改めることとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十三号）

一 趣旨及び内容

保護の開始又は変更の申請に際して提出を求める様式の一部について改めるとともに、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）

一 趣旨

道立工業試験場の使用料及び手数料の額の改定を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 サイズ排除クロマトグラフ等の購入により、これらの機器の使用料及び手数料を定めることとした（別表第一及び別表第二関係）。
 - 2 粗さ計の更新に伴い、使用料及び手数料の額を改定することとした（別表第一及び別表第二関係）。
- ## 三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十五号）

一 趣旨

北海道創造的中小企業育成条例に基づき助成等の措置を講ずる事業に対する貸付金の限度額を改定するとともに、貸付け及び補助の基準を改めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 専門技術者等招へい補助事業の補助の基準について、一の指導期間に含まれる指導日を二日以上とすることとした（別表第四号関係）。
- 2 事業化資金貸付事業（二十一世紀産業創造貸付を除く。）に要する経費に対する貸付金の上限を、提供される担保が特許権又はプログラムの著作物の著作権である場合にあつては三千万円とするとともに、当該貸付金の利率を年二・〇パーセント以内から一・九パーセント以内に引き下げることにした（別表第五号関係）。
- 3 事業化資金貸付事業の貸付けの基準に二十一世紀産業創造貸付に係るものを加えることとした（別表第五号関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則（規則第四十六号）

一 趣旨

道立工業技術センターの使用料及び手数料の額の改定を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 ロックウェル硬度計及びブリネル硬さ試験機の購入により、これらの機器の使用料を定めることとした（別表第一関係）。
- 2 三次元測定支援装置の購入により、当該機器の使用料及び手数料を定めるとともに、三次元測定機の使用料及び手数料の額を改定することとした（別表第一及び別表第二関係）。
- 3 プログラム開発支援装置等の処分により、これらの機器の使用料を削除することとした（別表第一関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則（規則第四十七号）

一 趣旨及び内容

雇用対策法の改正等に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

平成十四年三月二十九日 金 曜 日

た。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（規則第四十八号）

一 趣旨及び内容

雇用保険法等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道地方競馬事故補償規則の一部を改正する規則（規則第四十九号）

一 趣旨

競走中の事故に係る補償金についてその額を改定するとともに、調教中の事故に係る補償金を廃止することとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 調教中の事故に係る補償金を廃止することとした（第一条関係）。

2 競走中の事故に係る補償金のうち、次に掲げる補償金について、それぞれ次のとおり改定することとした（第六条関係）。

- (一) 弔慰金の上限額を百万円から五十万円に引き下げることにした。
- (二) 治療費の上限額を十万円から五万円に引き下げることにした。
- (三) 競走馬が休養治療した場合の見舞金の額を一日千円で計算して得た額と十二万円とのいずれか低い額から一日五百円で計算して得た額と六万円とのいずれか低い額に、競走馬が競走馬として使用できなくなった場合の見舞金の上限額を十五万円から七万五千円にそれぞれ引き下げることにした。

三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

漁港法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第五十号）

一 趣旨及び内容

漁港法の改正に伴い、次の規則について規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

- 1 北海道立自然公園条例施行規則（昭和三十三年北海道規則第七十四号）
- 2 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和四十九年北海道規則第十四号）
- 3 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成十三年北海道規則第二百二十三号）
- 4 北海道漁港管理条例施行規則（昭和三十二年北海道規則第六十四号）

四

5 漁港法施行細則（昭和四十八年北海道規則第九十二号）

6 風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和四十五年北海道規則第七十七号）

7 港湾法施行細則（昭和二十八年北海道規則第四十号）

8 北海道海域管理規則（昭和五十五年北海道規則第二十九号）

二 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）

一 趣旨

申請の手續の効率化を図るため知事に提出する書類の經由手續を緩和するとともに、水路業務法等の改正に伴い所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 試験研究等を目的とする採捕の許可申請について、申請書類の經由支庁長を住所地を所管する支庁長と採捕の区域を所管する支庁長の選択制にすることとした（第二条第一項関係）。

2 漁業の操業禁止区域を示す緯度経度表示を世界測地系に従った表示に改正することとした（別表第二及び別表第二の二関係）。

3 その他規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

漁船法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十二号）

一 趣旨及び内容

漁船法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十三号）

一 趣旨

オホーツク紋別空港における離着陸設備又は格納庫の使用に係る使用料の額を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

ターボジェット発動機を装備する航空機についての離着陸設備又は格納庫の使用に係る使用料を、基本額に六分の一を乗じて得た額から基本額に三分の二を乗じて得た額に改めることとした（附則第三項関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十四号）

一 趣旨及び内容

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、規定の整備を行うためこの規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十五号）

一 趣旨

道営住宅等の数を改定するとともに、駐車場の名称の改正を行い、及び駐車場の使用料を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 道営住宅の数の増減に伴い、管理戸数を改定することとした（別表第一の一の表関係）。

2 共同施設の数の増加に伴い、管理施設数を改定することとした（別表第一の二の表関係）。

3 駐車場の名称の改正を行うとともに、駐車場の新設に伴いその使用料を定めることとした（別表第四関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則三―二一）

一 趣旨及び内容

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の施行に伴い、所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七―〇一六）

一 趣旨及び内容

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の施行等に伴い、所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則一三一四八）

一 趣旨

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、育児又は介護を行う職員について深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る関係規定の整備を行い、公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の施行に伴い、退職派遣者であった者が引き続き道に採用された場合の年次有給休暇の日数について所要の改正を行い、及び再任用職員に係る特別休暇について所要の改正を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 育児を行う職員が深夜勤務の制限の請求を行うに当たり、当該職員の配偶者が深夜において常態として子を養育することができない場合を規定した（第五条の二関係）。

2 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに当該請求をした職員の配偶者で当該子の親である者が深夜において常態として子を養育することができることとなった場合は、当該請求はされなかったものとみなすこととした（第五条の四関係）。

3 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに当該請求をした職員の配偶者で子の親である者が就業していない者等となった場合は、当該請求はされなかったものとみなすこととした（第五条の七関係）。

4 第五条の三から第五条の七までの規定を、日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用（第五条の五の規定を除く。）するに当たり、職員の同居の親族が就業等により要介護者の介護が不可能であることを条件としていた規定の削除により、規定の整備を行った（第五条の八関係）。

5 条例第十三条第一項第三号の人事委員会規則で定める法人に、公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則第五条に規定する特定法人を加えることとした（第七条関係）。

6 「継続再任用職員」を定義することとした（第七条の二関係）。

7 勤続三十年に達した職員がリフレッシュ休暇の承認を受けることができる期間は、当該職員が勤続三十年表彰を受けた日の翌日から一年を経過する日の前に、北海道職員等の定年等に関する条例第二条の規定により退職する場合は、同条に規定する定年退職日までの期間内とした（第十一条第一項第十七号関係）。

8 継続再任用職員が採用された年における、ボランティア休暇、妊娠障害休暇、配偶者出産休暇又は組合休暇の期間は、人事委員会規則で定める当該各期間から当該年において再任用職員となった日の前日までの間に使用した当該休暇の日数を減じて得た日数の範囲内の期間とすることとした（第十一条第二項及び第十三条第三項関係）。

平成十四年三月二十九日 金曜日

六

三 施行期日

この規則は、一部の規定を除き、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則一三一四九）

一 趣旨

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、育児又は介護を行う職員について深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る関係規定の整備を行い、公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の施行に伴い、退職派遣者であった者が引き続き道に採用された場合の年次有給休暇の日数について所要の改正を行い、及び再任用職員に係る特別休暇について所要の改正を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 育児を行う職員が深夜勤務の制限の請求を行うに当たり、当該職員の配偶者が深夜において常態として子を養育することができない場合を規定した（第五条の二関係）。

2 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに当該請求をした職員の配偶者で当該子の親である者が深夜において常態として子を養育することができることとなった場合は、当該請求はされなかったものとみなすこととした（第五条の四関係）。

3 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに当該請求をした職員の配偶者で子の親である者が就業していない者等となった場合は、当該請求はされなかったものとみなすこととした（第五条の七関係）。

4 第五条の三から第五条の七までの規定を、日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用（第五条の五の規定を除く。）するに当たり、職員の同居の親族が就業等により要介護者の介護が不可能であることを条件としていた規定の削除により、規定の整備を行った（第五条の八関係）。

5 条例第十三条第一項第三号の人事委員会規則で定める法人に、公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則第五条に規定する特定法人を加えることとした（第七条関係）。

6 「継続再任用職員」を定義することとした（第七条の二関係）。

7 勤続三十年に達した職員がリフレッシュ休暇の承認を受けることができる期間は、当該職員が勤続三十年表彰を受けた日の翌日から一年を経過する日の前に、北海道職員等の定年等に関する条例第二条の規定により退職する場合は、同条に規定する定年退職日までの期間内とした（第十一条第一項第十七号関係）。

8 継続再任用職員が採用された年における、ボランティア休暇、妊娠障害休暇、配

偶者出産休暇又は組合休暇の期間は、人事委員会規則で定める当該各期間から当該年において再任用職員となった日の前日までの間に使用した当該休暇の日数を減じて得た日数の範囲内の期間とすることとした（第十一条第二項及び第十三条第三項関係）。

三 施行期日

この規則は、一部の規定を除き、平成十四年四月一日から施行することとした。

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則一六一）

一 趣旨及び内容

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の施行に伴い、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、一部の規定を除き、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道職員等の育児休業に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則一七一）

一 趣旨

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の施行等に伴い、育児休業をしている職員に期末手当又は勤勉手当を支給するに当たり、人事委員会規則で定める勤務した期間に相当する期間について所要の改正を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 期末手当の支給に当たり、条例第五条の三第一項の人事委員会規則で定める期間について、公益法人等派遣職員が育児休業をしていた期間は勤務した期間に相当する期間から除くこととした（第二条第一項第一号関係）。

2 期末手当の支給に当たり、条例第五条の三第一項の人事委員会規則で定める期間について、退職派遣者であった期間を加えることとした（第二条第一項第二号関係）。

3 勤勉手当の支給に当たり、条例第五条の三第二項の人事委員会規則で定める期間について、職員が公益法人等派遣職員又は退職派遣者であった場合の業務上の負傷又は疾病により勤務しなかった期間等を加えることとした（第二条第二項第五号ないし第十号関係）。

三 施行期日

この規則は、一部の規定を除き、平成十四年四月一日から施行することとした。

規則

北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第三十四号

北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、北海道立職業能力開発支援センター条例(平成十三年北海道条例第六十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 北海道立職業能力開発支援センター(以下「支援センター」という。)の開館時間は、午前九時から午後十時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 支援センターの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認めたときは、休館日に開館することができる。

(臨時休館)

第四条 前条第一項に定めるもののほか、知事は、支援センターの管理運営上必要があるときは、臨時に休館することができる。

(入館の制限)

第五条 知事は、支援センターの秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

(入館者の遵守事項等)

第六条 入館者は、この規則及び知事の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。

一 建物、附属設備等を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

二 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

2 知事は、入館者が前項の規定に違反したことにより支援センターの管理運営上支障があると認めたときは、当該入館者に対しては、支援センターの利用を制限し、又は退館させることができる。

(使用の承認)

第七条 支援センターの研修室又は実習室(以下「研修室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、別記第一号様式の研修室等使用申込書(以下「使用申込書」という。)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、別記第二号様式の研修室等使用承認書(以下「使用承認書」という。)を交付するものとする。

(使用の内容の変更)

第八条 研修室等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第三号様式の研修室等使用変更承認申請書に使用承認書を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、別記第四号様式の研修室等使用変更承認書(以下「変更承認書」という。)を交付するものとする。

(使用の承認の条件)

第九条 知事は、第七条第一項又は前条第一項の承認に当たって必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(使用の中止)

第十条 使用者が使用を中止しようとするときは、あらかじめ、別記第五号様式の使用中止申出書に使用承認書又は変更承認書を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(使用の不承認)

第十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、研修室等の使用を承認しない。

一 使用の目的が支援センターの設置の目的に反するとき。

二 申込者が支援センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

三 その他支援センターの管理運営上支障があるとき。

(使用の取消し等)

第十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、研修室等の使用の承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

一 使用者が使用の目的に反したとき。

二 使用者が第九条の規定により付した条件(第十九条第三項において準用する場合を含む。)又は第二十一条の規定による指示に違反したとき。

三 使用者が条例又はこの規則に違反したとき。

四 公益を害するおそれがあると認められるとき。

五 その他知事が支援センターの管理運営上支障があると認めたとき。

(使用料)

第十三条 条例第四条第二項の規定による使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第十四条 研修室等の使用の承認を受けようとする者は、使用承認書の交付(第八条第一項

平成十四年三月二十九日 金曜日

の規定により使用の内容を変更する場合であつて、使用料の追加納付を伴うときは、変更承認書の交付）を受ける際、使用料を納付しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない事由があると認めたときは、使用料を後納させることができる。

（使用料の還付等）

第十五条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 使用者の責めに帰することのできない理由によつて使用が不可能になったと知事が認めたとき。

二 使用の開始日の前十五日までに第八条第一項の規定による使用の内容の変更の承認申請又は第十条の規定による使用の中止の申出があつて、知事がこれについて相当の理由があると認めたとき。

三 第十二条第五号の規定に該当し、使用の承認を取り消したとき。

四 知事が特別な理由があると認めたととき。

2 前条ただし書の規定により、使用料の後納が認められた使用者が、その使用の内容を変更し、又は使用を中止した場合においても、当該使用に係る使用料を納付しなければならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

（使用料の免除）

第十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用に係る使用料は免除するものとする。

一 支援センターの設置目的に沿つた事業を実施する場合であつて、国若しくは地方公共団体又は知事が特に認める団体が主催するとき。

二 知事が特別の理由があると認めたととき。

（使用料の減額）

第十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用に係る使用料は、五割減額するものとする。

一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の規定により知事が認定した職業訓練に使用するとき。

二 知事が特別の理由があると認めたととき。

（使用料の減免の手続）

第十八条 使用料の減免を受けようとする者は、使用申込書を提出する際に、別記第六号様式の研修室等使用料減免申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、別記第七号様式の研修室等使用料減免承認書を交付するものとする。

（特別設備等の承認）

第十九条 使用者は、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ、別記第八号様式の特別設備等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、別記第九号様式の特別設備等承認書を交付するものとする。

3 第九条の規定は、第一項の承認について準用する。

（原状回復の義務）

第二十条 使用者は、研修室等の使用を終了したときは、使用した施設設備等を原状に回復しなければならない。第十二条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を制限されたときも、同様とする。

2 前項の規定による義務を履行しないときは、知事がこれに代わつて行い、その費用を使用者から徴収するものとする。

（知事の指示等）

第二十一条 知事は、支援センターの秩序の維持及び施設の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その使用に関し指示をし、又は使用中の場所に職員を立ち入らせ、使用の状況を調査させることができる。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

別表（第十三条関係）

区分	使用			料
	午前	午後	夜間	一日
一号研修室	二、五六〇円	三、四二〇円	三、四二〇円	八、九三〇円
二号研修室	一、七五〇円	二、三三〇円	二、三三〇円	六、〇九〇円
三号研修室	三、五七〇円	四、七六〇円	四、七六〇円	二、四四〇円
三号A研修室	一、三五〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	四、七〇〇円
三号B研修室	二、二二〇円	二、九六〇円	二、九六〇円	七、七四〇円
実習室	一七、一〇〇円	二二、八〇〇円	二二、八〇〇円	五九、五七〇円
A実習室	七、九三〇円	一〇、五八〇円	一〇、五八〇円	二七、六四〇円
B実習室	九、一七〇円	一一、二二〇円	一一、二二〇円	三一、九三〇円

備考 条例別表の備考の二前段の規定により、時間区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合における使用料の額は、当該使用時間（使用時間が一時間未満であるときは、又は使用時間に一時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、一時間として計算するものとする。）一時間につき、一日使用の場合の一時間当たりの使用料の額に一・三を乗じて得た額とする。

別記第1号様式（第7条関係）

受付番号

研 修 室 等 使 用 申 込 書

年 月 日

北海道知事 様

申 請 者 住 所
(主催者) 氏 名
電話番号 () 局 番

次のとおり使用の承認を受けたいので、北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則第7条第1項の規定により、申し込
みます。

使 用 年 月 日	曜 日	使 用 施 設	使 用 区 分				使 用 目 的	利 用 予定人員	使 用 料 (円)
			午 前	午 後	夜 間	1 日			
使用料合計 円									
特 記 事 項									
使用の条件									

備考 印欄は、記載しないでください。(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第2号様式（第7条関係）

承認番号

研 修 室 等 使 用 承 認 書

年 月 日									
申請者住所氏名様									
北海道知事									
年 月 日申込みの北海道立職業能力開発支援センターの使用について、次のとおり承認します。									
使用年月日	曜日	使用施設	使用区 分			使用目的	利用予定人員	使用料(円)	
			午前	午後	夜間	1日			
使用料合計 円									
特記事項									取扱者
使用の条件									

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第3号様式 (第8条関係)

受付番号	
研修室等使用変更承認申請書	
年 月 日	
北海道知事様	
申請者住所氏名	
(主催者)氏名	
電話番号 () 局 番	
年 月 日第 号で使用承認のあった北海道立職業能力開発支援センターの使用について、次のとおり変	

更したいので、北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則第8条第1項の規定により、申請します。

区分	使用年月日	曜日	使用施設	使用区分				使用目的	使用料(円)
				午前	午後	夜間	1日		
変更前									
変更後									
変更前									
変更後									
変更前									
変更後									
変更前									
変更後									
変更前									
変更後									

変更使用の条件					還付(追加納付)金合計	
還付(追加納付)金の積算 変更前使用料納入年月日					年 月 日	金額 円
還付金振込先銀行名 (普通・当座)口座番号					銀行 支店	

備考 1 印欄は、記載しないでください。
2 変更前の使用承認書を添付してください。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第4号様式 (第8条関係)

承認番号	
研修室等使用変更承認書	
申請者住所 (主催者)氏名	様
年 月 日	
北海道知事	
印	

年 月 日 申請の北海道立職業能力開発支援センターの使用の変更について、次のとおり承認します。

区 分	使用年月日	曜 日	使 用 施 設	使 用 区 分				使 用 目 的	使用料 (円)
				午前	午後	夜間	1 日		
変更後									
変更前									
変更後									
変更前									
変更後									
変更前									
変更後									
変更前									
変更後									
還付 (追加納付) 金合計 円									
変更使用の条件									
還付 (追加納付) 金の積算									
									取 扱 者

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第5号様式 (第10条関係)

受付番号	
------	--

研 修 室 等 使 用 中 止 申 出 書

北海道知事 様

年 月 日

申 請 者 住 所
(主催者) 氏 名
電話番号 () 局 番

年 月 日 第 号で使用承認のあった北海道立職業能力開発支援センターの使用について、次のとおり使用を中止したいので、北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則第10条の規定により、申し出ます。

使用年月日	曜日	使用施設	使用区 分				使用目的	利用 予定人員	使用料 (円)
			午前	午後	夜間	1日			

還付金合計 円

還付金の積算 使用料納入年月日	年 月 日	金額	円
--------------------	-------	----	---

還付金振込先銀行名	銀行	支店
(普通・当座)口座番号		

- 備考 1 印欄は、記載しないでください。
2 中止前の使用承認書又は変更承認書を添付してください。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第6号様式 (第18条関係)

受付番号	
------	--

研修室等使用料減免申請書

北海道知事様

申請者住所 (主催者) 氏名 印

年 月 日

次のとおり北海道立職業能力開発支援センター使用料の免除 (減額) を受けたいので、北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則第18条第1項の規定により、申請します。

1 免除 (減額) を受けようとする額 円

免除 (減額) する額の積算基礎

- 2 免除 (減額) を受けようとする理由

- 備考 1 印欄は、記載しないでください。 (用紙寸法 日本工業規格A4)
2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第7号様式 (第18条関係)

承認番号

研 修 室 等 使 用 料 減 免 承 認 書

年 月 日

申 請 者 住 所
(主催者) 氏 名

様

北海道知事

印

年 月 日 申請の北海道立職業能力開発支援センターの使用料の減免について、次のとおり承認します。

1 免除 (減額) を受けようとする額

円

免除 (減額) する額の積算基礎

免除 (減額) の理由

北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則
第 条 第 項 該当

(用紙寸法 日本工業規格 A 4)

別記第 8 号様式 (第19条関係)

受付番号

特 別 設 備 等 承 認 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

申 請 者 住 所
(主催者) 氏 名

電 話 ()

局

番

研修室等を使用するに当たり、次のとおり特別の設備の設置又は特殊物件の搬入をしたいので、北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則第19条第 1 項の規

定により、申請します。

設備物件

設備物件名	規格	数量	設備物件名	規格	数量
搬入の日時	使用期間	使用場所			
月 日 時 ~ 時					

承認の条件

備考 印欄は、記載しないでください。

(用紙寸法 日本工業規格 A 4)

別記第 9 号様式 (第19条関係)

承認番号

特 別 設 備 等 承 認 書

年 月 日

申 請 者 住 所
(主催者) 氏 名

様

北海道知事

印

年 月 日 申請の特別の設備の設置又は特殊物件の搬入について、次のとおり承認します。

設備物件

設備物件名	規格	数量	設備物件名	規格	数量

撮 入	の	日	時	時
月	日	時	時	時

承認の条件

(用紙寸法 日本工業規格A4)

北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第三十五号

北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則

北海道立文書館管理規則（昭和六十年北海道規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「個人」を「館長は、個人」に、「団体」を「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）」に改め、「不適当な」の下に「情報（以下「個人の秘密等の情報」という。）が記録されている」を加え、「附されているもの」を「付されているもの（以下「条件付き寄贈資料」という。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 館長は、文書館資料に個人の秘密等の情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、当該個人の秘密等の情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、閲覧請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人の秘密等の情報が記録されている部分を除いて、当該文書館資料を利用に供するものとする。ただし、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。

3 館長は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人又は法人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する文書館資料を利用に供することができる。ただし、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得なければ、利用に供することができない。第十一条に次のただし書を加える。

ただし、第九条第一項に規定する文書館資料を同条第三項の規定により閲覧しようとする場合は、別記第一号様式の二の文書館資料特別閲覧請求書によるものとする。
別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

別記第1号様式の2（第11条関係）

北海道立文書館長 様	年	月	日
住 所	(電話	)	印
閲覧請求者 氏 名	勤務先等	(電話	)

文 書 館 資 料 特 別 閱 覧 請 求 書
次の1のとおり文書館資料を閲覧したいので承認願います。

なお、次の2の遵守事項に異存ありません。

1 閲覧請求の内容

(1) 閲覧資料

請求記号	資 料	名	冊数

(2) 使用目的（当該資料がないと目的が達せられない理由など）

(3) 使用方法（公表する場合はその方法など）

(4) 使用内容（具体的に記入してください。）

(5) 閲覧期日

年 月 日から 年 月 日まで

2 遵守事項

- (1) 特別閲覧により知り得た情報は使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 特別閲覧により知り得た個人又は法人等の情報を活用して研究成果等を公表するときは、特定の個人又は法人等が識別されることのないよう取扱いに注意し、個人又は法人等の権利利益を不当に侵害しないこと。
- (3) 特別閲覧により知り得た個人又は法人等に関する情報を、第三者に提供しないこと。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道知事の資産等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第三十六号

北海道知事の資産等に関する規則の一部を改正する規則

北海道知事の資産等の公開に関する規則（平成七年北海道規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

分	土地等の事業・雑所得	
	短期譲渡所得	長期譲渡所得
課税	長期譲渡所得	株式等の事業・譲渡・雑所得
山	林 所 得	

別記第三号様式中

分	土地等の事業・雑所得	
	短期譲渡所得	長期譲渡所得
課税	長期譲渡所得	株式等の事業・譲渡・雑所得
税	商品先物取引の事業・雑所得	
山	林 所 得	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成六年北海道規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条第三項中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条第四項中「第十八条」を「第十九条」に改め、同条第五項中「第十九条」を「第二十条」に改める。

第十八条第一項中「第十七条」を「第十八条」に改める。

第二十条第一項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に、同条第二項中「第十二条の二第五項」を「第十二条の二第六項」に改める。

別記第十六号様式（裏）の添付書類中5の事項及び6の事項を次のように改める。

5 当該事業に係る取引が確実に行われることを確認できる覚書き等

6 申請者が法人である場合には、その法人の定款（又は寄附行為）及び登記簿の謄本（又は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書）

別記十六号様式（裏）の添付書類中7の事項を除く、8の事項を7の事項として、添付書類の事項に次の7事項を加える。

8 申請者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し

9 申請者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しない旨を記した書類

10 再生活用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図

- 1 再仕活用用に供する施設の所有権又は使用権を有することを証する書類
- 12 再仕輸送の用に供する運搬車両の自動車検査証の写し
- 13 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
- 14 事務所、事業場等の付近の見取り図・住所地図の写し等
別記第十八号様式（裏）の添付書類中、6の事項を次のように改める。
- 6 当該事業に係る取引が確実に行われることを確認できる見積書等
申請者が法人である場合には、その法人の定款（又は寄附行為）及び登記簿の謄本（又は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書）
別記十八号様式（裏）の添付書類中、8の事項を削り、6の事項を8の事項とし、添付書類の事項に次の七事項を加える。
- 9 申請者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- 10 申請者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しない旨を記した書類
- 11 再仕活用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図
- 12 再仕活用に供する施設の所有権又は使用権を有することを証する書類
- 13 再仕輸送の用に供する運搬車両の自動車検査証の写し
- 14 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
- 15 事務所、事業場等の付近の見取り図・住所地図の写し等
別記第二十七号様式（表）中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。
別記第三十号様式中「第18条」を「第19条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第三十八号

北海道消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則
北海道消費生活協同組合資金貸付規則（昭和三十一年北海道規則第五十九号）の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「年一・九パーセント」を「年二・三パーセント」に改める。

平成十四年三月二十九日 金 曜 日

- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の北海道消費生活協同組合資金貸付規則第四条第三項の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第三十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十四年北海道規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「並びに第三十八条の七第二項」を、「第三十八条の七第二項並びに第四十五条の二第四項」に改める。

第十七条の四の次に次の三条を加える。

（精神障害者居宅生活支援事業の実施の届出）

第十七条の五 法第五十条の三第一項の規定による届出は、別記第二十七号様式 of 精神障害者居宅生活支援事業実施届によらなければならない。

（精神障害者居宅生活支援事業に係る届出事項の変更の届出）

第十七条の六 法第五十条の三第二項の規定による届出は、別記第二十八号様式 of 精神障害者居宅生活支援事業届出事項変更届によらなければならない。

（精神障害者居宅生活支援事業の廃止等の届出）

第十七条の七 法第五十条の三第三項の規定による届出は、別記第二十九号様式 of 精神障害者居宅生活支援事業廃止（休止）届によらなければならない。

第十九条中「、保健所長」の下に「（旭川市の区域にあつては上川保健所長、小樽市の区域にあつては俱知安保健所長、函館市の区域にあつては渡島保健所長）」を加え、同条後段を削り、同条第九号中「第十七条の四」を「第十七条の七」に改める。

別記第三号様式中「第38条の7第2項」を「第38条の7第2項、第45条の2第4項」に改める。
別記第四号様式 of 四中

「札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部保健予防課
電話（011）231-4111」

「札幌市田代区本通16丁目
北海道立精神保健福祉
電話（011）8664」

目北6番34号
社センター
- 7 1 0 0

住所№

〒060-0801 札幌市中央区南一条西五丁目1番1号

別記第10号様式（第10条、第17条関係）

通 院 医 療 費 公 費 負 担 申 請 書
障 害 者 手 帳 申 請 書

申請年月日	年	月	日
-------	---	---	---

北 海 道 知 事 様
(市町村経由)

申請書を提出した者

住 所

氏 名

申請者との続柄

夫・妻・父・母・その他 ()

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、

通院医療費の公費負担(第32条第3項)・精神障害者保健福祉手帳の交付(第45条第1項)

を次のとおり申請します。

申請内容	通院医療費公費負担	1 新規承認	2 継続承認	3 患者票追加交付
障 害 者 手 帳	1 新規交付	2 更新	3 障害等級変更	4 他都府県又は札幌市からの住所変更による手帳交付
通院医療費の受給者番号			障害者手帳の手帳番号	
既存の患者票の有効期限	年	月	日	既存の手帳の有効期限 年 月 日
申請者(フリガナ)			性 別	生 年 月 日
氏 名 (姓)		(名)	男・女	年 月 日生
住 所			電話番号 () -	

家族の連絡先	(フリガナ) 氏 名	続 柄	1 夫 2 妻 3 父 4 母 5 その他 ()
住 所		電話番号 () -	

添付書類	1 医師の診断書	2 年金証書の写し (級)	3 障害者手帳の写し
(通院医療費公費負担申請の場合のみ記入)			
保険の種類	10 被用者保険 (本人)	20 被用者保険 (家族)	30 国保一般
	40 国保退職 (本人)	50 国保退職 (家族)	6- 老人保健
	70 生活保護 (福祉事務所)	90 その他 (自費・)	
医療機関所在地 名称	患者票追加交付申請の場合は、その理由を詳しく記入してください。		
医療機関コード			

注意事項

1 この申請書は、申請者のお住まいの市町村窓口に提出してください。

2 「申請書を提出した者」の欄は、申請者本人が提出する場合は、記入は不要です。

3 「申請書を提出した者」及び「申請者」の氏名欄に署名した場合は、押印を省略できます。

4 通院医療費の公費負担の新規承認又は継続承認の申請の場合は、医師の診断書又は障害者手帳の写しを添付してください。

なお、継続承認の申請の場合は、現に交付されている患者票を必ず添付してください。

5 障害者手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請の場合は、①医師の診断書、②障害年金の年金証書の写し、③障害年金の年金裁定通知書の写し又は④直近の障害年金の振込 (支払) 通知書の写しのいずれかを添付してください。

なお、②から④までの書類を添付された場合は、障害等級の判定のために、社会保険事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。

6 「申請者との続柄」、「申請内容」、「性別」、「続柄」及び「添付書類」の欄並びに 内は、該当するものを。で囲んでください。

7 「保険の種類」の欄は、該当番号を に記入してください。

なお、申請者が老人保健法第25条第1項の規定による医療を受けることができる者である場合は、10の位に「6」を記入し、1の位にその保険の種類の10の位の数

字を記入してください。(例：被用者保険(家族)で、老人保健法による医療を受けることができる場合は、と記入する。)

また、申請者が生活保護と他の保険を併用する場合は、10の位にその保険の種類
の10の位の数字を記入し、1の位に「7」と記入してください。(例：被用者保険
(本人)と生活保護を併用する場合は、と記入する。)

8 欄は、市町村及び保健所で記入しますので、記入しないでください。

市町村収受印	保健所収受印
	整理番号

市町村、保健所、保健所、保健所「上記」及び「表記」及び「管轄の保健所」及び「居住地の
市町村」に記入する。

市町村、保健所、保健所、保健所

別記第14号様式(第11条、第11条の2、第17条関係)

通院医療費公費負担変更届
通院医療費公費負担患者票再交付申請書
障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書

申請年月日	年	月	日
-------	---	---	---

北海道知事様
(市町村経由)

届(申請書)を提出した者

住所氏名
届出(申請)者との続柄 夫・妻・父・母・その他(注)

申請内容	通院医療費公費負担	1 変更届	2 再交付申請
障害者手帳	1 変更届	2 他都府県又は札幌市からの住所変更	
3 再発行申請			
通院医療費の受給者番号		障害者手帳の番号	
患者票の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	障害者手帳の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

届出(申請)者	(フリガナ)	性 別	生 年	年 月 日 生
氏名	(注)	男・女	月 日	年 月 日生

1 次の事項を変更したい(変更した)ので、患者票・障害者手帳を添えて届け出ます。

氏 名	変更前	変更後	(フリガナ)	(姓)	(名)
住 所	変更前	変更後	変更年月日	年	月 日
電話番号	() - ()				

(通院医療費公費負担の変更のみ記入)

家族の氏名	変更前	変更後	(フリガナ)	続 柄	1 夫 2 妻 3 父 4 母 5 その他()
家族の住所	変更前	変更後	電話番号 () - ()		
保険の種類	変更前	変更後	10被用者保険(本人) 20被用者保険(家族) 30国保一般 40国保退職(本人) 50国保退職(家族) 6 老人保健 70生活保護(福祉事務所) 90その他(自費・)		
医療機関	変更前	所在地 名称	医療機関コード	変更後	所在地 名称
医療機関	変更前	医療を行った期間	年 月 日まで	変更後	医療機関コード

2 患者票の再交付・障害者手帳の再発行を申請します。

申請理由	1 破いた	2 汚した	3 失った
------	-------	-------	-------

注意事項

- 1 この届（申請書）は、届け出（申請）される方のお住まいの市町村に提出してください。
- 2 「届（申請書）を提出した者」の欄は、届出（申請）者本人が提出する場合は、記入は不要です。
- 3 「届（申請書）を提出した者」及び「届出（申請）者」の氏名欄に署名した場合は、押印を省略できます。
- 4 「届出（申請）者との続柄」、「申請内容」、「性別」、「続柄」及び「申請理由」の欄並びに 内は、該当するものを。で囲んでください。

- 5 「保険の種類」の欄は、該当番号を に記入してください。
なお、申請者が老人保健法第25条第1項の規定による医療を受けることができる者である場合は、10の位に「6」を記入し、1の位にその保険の種類10の位の数字を記入してください。（例：被用者保険（家族）で、老人保健法による医療を受けることができる場合は、62と記入する。）

また、申請者が生活保護と他の保険を併用する場合は、10の位にその保険の種類10の位の数字を記入し、1の位に「7」と記入してください。（例：被用者保険（本人）と生活保護を併用する場合は、17と記入する。）

- 6 通院医療費公費負担患者票の再交付の申請の場合は、患者票を添付してください（患者票を失った場合を除く。）。
- 7 障害者手帳の記載事項の変更の届出をする場合で、他都府県又は札幌市からの住所変更をしたときは、この届出のほかに、障害者手帳申請書（別記第10号様式）を提出してください。
- 8 欄は、市町村及び保健所で記入しますので、記入しないでください。

市町村収受印	保健所収受印						
	整理番号 <table><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>						

別記第十八号様式(中)

「社会適応性及び家庭生活の経過観察のため」	
1	社会適応性及び家庭生活の経過観察のため
2	その他の理由

「社会適応性及び家庭生活の経過観察のため」	
1	社会適応性及び家庭生活の経過観察のため
2	その他の理由

- 1 通院治療
- 2 その他

治療
他（ ）

別記第二十号様式「その他の理由」や「その他の理由」
に記入。

別記第二十六号様式の次に次の三様式を添付。

別記第27号様式（第17条の5関係）

精神障害者居宅生活支援事業実施届

北 海 道 知 事 様

年 月 日

住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり精神障害者居宅生活支援事業を実施しますので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の3第1項の規定により届け出ます。

- 1 事業
(1) 種類
(2) 内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務	内 容	職 員 の 定 数
			人

- 5 主な職員の氏名及び経歴

職 種	氏 名	経 歴

6 精神障害者短期入所事業の用に供する施設又は精神障害者地域生活援助事業の用に供する住居

- (1) 名称
- (2) 種類 (精神障害者地域生活援助事業に係るものを除く。)
- (3) 所在地
- (4) 入所定員又は入居定員
- 7 事業開始の予定年月日
- 8 収支予算書及び事業計画書 別紙のとおり。

注 記載事項が多いため、この様式にすることができないときは、適宜別紙によること。

別記第28号様式 (第17条の6関係)

精神障害者居宅生活支援事業届出事項変更届

年 月 日

北 海 道 知 事 様

住所

届出者

氏名

㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3 第1項の規定により届け出た事項の一部を次のとおり変更しますので (変更しましたので)、同条第2項の規定により届け出ます。

- 1 事業の種類
- 2 変更事項

事 項	新	旧

3 変更の理由

4 変更 (予定) 年月日

注 記載事項が多いため、この様式にすることができないときは、適宜別紙によること。

別記第29号様式 (第17条の7関係)

精神障害者居宅生活支援事業廃止 (休止) 届

年 月 日

北 海 道 知 事 様

住所

届出者

氏名

㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり精神障害者居宅生活支援事業を廃止 (休止) しますので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3 第3項の規定により届け出ます。

- 1 事業の名称及び種類
- 2 廃止 (休止) 予定年月日
- 3 廃止 (休止) の理由
- 4 現に利用している者に対する措置
- 5 休止の予定期間

注 記載事項が多いため、この様式にすることができないときは、適宜別紙によること。

規 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、前分の間、必要な調整をこゝて使用するのを妨げない。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第四十号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則 (昭和二十三年北海道規則第八号) の一部を次のように改正する。
第一条中「 (昭和二十八年政令第二百三十一号) の下に「。次に「政令」として。」を加

え、」。以下「省令」といづ。」を削る。

第一条中「省令第一条」を「政令第一条第一項」に改める。

第三条の見出しを「（名簿の訂正又は免許証の書換え交付の申請）」に改め、同条中「省令第三条」を「政令第三条第一項又は第五条第一項」に、「免許証の訂正」を「名簿の訂正又は免許証の書換え交付」に改める。

第四条中「省令第四条第一項」を「政令第六条第一項」に改める。

第五条の前の見出しを「（名簿の登録の抹消の申請）」に改め、同条中「省令第五条第一項」を「政令第四条第一項又は第三項」に、「免許の取消しを受けよう」と「名簿の登録の抹消を申請しよう」に改める。

第六条を削る。

既記第三号様式中「栄養士法施行規則第一条」を「栄養士法施行令第1条第1項」に改める。

既記第二号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第3条関係）

栄養士名簿訂正申請書
栄養士免許証書換え交付
年 月 日
北海道知事 様
申請者 住 所
氏 名
(栄養士名簿登録番号 第 号)

次のとおり本籍（氏名）を変更したので、栄養士法施行令第3条第1項又は第5条第1項の規定により、（栄養士名簿の訂正・栄養士免許証の書換え交付）を申請します。

変更内容	変 更 前	変 更 後
本籍（国籍）		
氏 名		
変 更 年 月 日		

備考

- （1） 栄養士名簿の訂正を申請する者にあつては、戸籍謄本、戸籍抄本等申請の原因たる事実を証明する書類を添付すること。
- （2） 栄養士免許証の書換え交付を申請する者にあつては、栄養士免許証書換え手数料の額に相当する額面の北海道収入証紙を貼り付け、申請者の印章又は署名により消印し、栄養士免許証を添付すること。

既記第三号様式中「北海道知事様」を「北海道知事 様」に、「栄養士法施行規則第4条第1項」を「栄養士法施行令第6条第1項」に改める。

既記第四号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第5条関係）

栄養士名簿登録抹消申請書
年 月 日
北海道知事 様
申請者 住 所
氏 名

次のとおり、栄養士法施行令第4条第1項（第3項）の規定により栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

- 1 抹消する者の栄養士名簿登録年月日及び登録番号
- 2 抹消する者の本籍地
- 3 抹消する者の氏名
- 4 抹消する者の生年月日
- 5 抹消理由の生じた年月日

6 抹消理由
(死亡・失踪・その他)

備考

- (1) 死亡又は失踪による場合は、死亡又は失踪宣告を受けたことを証する書類を添付すること。
- (2) 栄養士免許証を添付すること。
- 別記第五号様式を削る。

附則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の栄養士法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の栄養士法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第四十一号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和二十三年北海道規則第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号。以下「法」という。）の施行については、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（土地の掘削の許可の申請）

第二条 法第三条第一項の規定による許可の申請は、別記第一号様式の温泉掘削許可申請書に、省令第一条第二項各号に掲げる書類のほか、利用計画書を添えてしなければならない。省令第一条第二項第一号に掲げる見取図は、次に掲げる図面とする。

- 一 掘削地を明示した縮尺五万分の一の地図
- 二 掘削地、掘削地から五百メートル以内の既存源泉の場所及び当該源泉と掘削地との距離を明示した縮尺一万分の一以上の地図
- 三 掘削地の位置が明記された地籍図又は測量図

第四条を削る。

第三条に見出しとして、「（工事の完了又は廃止の届出）」を付し、同条中「省令第三条」を「法第六条第一項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）」に、「同条に規定する工事が終了し、又は中止した」を「当該許可に係る工事を完了し、又は廃止した」に改め、「別記第三号様式」の下に「の温泉掘削（増掘・動力装置）工事了（廃止）届出書」を加え、同条を第四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（有効期間の更新の申請書）

第三条 省令第二条の申請書の様式は、別記第二号様式とする。

第五条及び第六条を次のように改める。

（原状回復及びその結果の報告）

第五条 知事は、法第八条の規定により原状回復を命ずるときは、当該命令の日から十日以内に原状回復させるものとする。

前項の原状回復の命令を受けた者は、当該原状回復をしたときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

（増掘又は動力の装置の許可の申請）

第六条 法第九条第一項の規定による許可の申請は、別記第四号様式の温泉増掘許可申請書又は温泉動力装置許可申請書に、省令第四条第二項各号に掲げる書類のほか、利用計画書を添えて提出しなければならない。

省令第四条第二項第一号に掲げる見取図は、次に掲げる図面とする。

- 一 増掘又は動力の装置の場所を明示した縮尺五万分の一の地図
- 二 増掘又は動力の装置の場所、増掘又は動力の装置の場所から五百メートル以内の既存源泉の場所及び当該源泉と増掘又は動力の装置の場所との距離を明示した縮尺一万分の一以上の地図
- 三 増掘又は動力の装置の場所の位置が明記された地籍図又は測量図

附則第十三条を削り、附則第十二条の条名を削る。

第十一条に見出しとして、「（権限の委任）」を付し、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三号を削り、同条第一号中「第十七条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、「立入検査」の下に「又は質問」を加え、同条を同条第三号とし、同条の前に次の一号を加え、同条を第十六条とする。

二 法第十四条第三項の規定による届出に関すること。

第十条に見出しとして、「（書類の経由）」を付し、同条中「温泉法施行令（昭和五十九年政令第二十五号）」を削り、「温泉所在地」の下に「又は分析施設の所在地」を加え、同条を第十五条とする。

第九条に見出しとして、「（ゆう出路のしゅんせつの届出）」を付し、同条中「別記第七号様式」を「別記第十一号様式の温泉ゆう出路しゅんせつ届出書」に改め、同条を第十四条と

し、同条の前に次の二条を加える。

(登録事項の変更の届出)

第十二条 法第十六条の規定による届出は、当該変更があつた日から十日以内に、別記第九号様式の登録分析機関変更届によりしなければならない。

(温泉成分分析業務の廃止の届出)

第十三条 法第十七条第一項の規定による届出は、当該業務を廃止した日から十日以内に、別記第十号様式の登録分析機関廃止届によりしなければならない。

第八条に見出しとして、「(申請事項の変更等の届出)」を付し、同条中「第八条第一項及び第十二条第一項」を、「第九条第一項若しくは第十三条第一項」に、「関係書」を「関係書類」に改め、同条第一号中「第一条第二号及び」を「第一条第一項第二号又は」に改め、同条第二号中「第二条第一号及び」を「第四条第一項第二号又は」に改め、同条第四号中「掘さく」を「掘削」に改め、同条を第十一条とする。

第七条に見出しとして、「(温泉の採取の報告)」を付し、同条中「とを」を「者」に、「別記第六号様式」を、「別記第八号様式の温泉採取状況報告書」に改め、同条を第十条とし、同条の前に次の三条を加える。

(温泉の利用の許可の申請書)

第七条 省令第五条第一項の申請書の様式は、別記第五号様式とする。

(温泉の成分等の揭示の届出書)

第八条 省令第七条の届出書の様式は、別記第六号様式とする。

(温泉成分分析を行う者の登録申請書)

第九条 法第十五条第二項の申請書の様式は、別記第七号様式とする。

別記第一号様式中「(第1条関係)」や「(第2条関係)」に「温泉掘さく許可申請書」や「温泉掘削許可申請書」に改め、「(年 月 日生)」や掘さく「掘さくしたいので、温泉法施行規則第1条」や「掘削したいので、温泉法第3条第1項」に、「掘 さ く 地」や「掘 削 地」に、「期日」や「予定日」に改め、同様式を次のものに改める。

注 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 掘削地を明示した縮尺5万分の1の地図、掘削地から500メートルの範囲の状況を記載した縮尺1万分の1以上の地図及び掘削地の位置が明記された地籍図又は測量図

(2) 工事の施行方法に関する書類 (例 掘削仕上げ断面図)

(3) 温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類

(4) 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることの誓約書

(5) 利用計画書

別記第二号様式を次のように改める。

別記第二号様式 (第3条関係)

温泉掘削 (増掘、動力装置) 許可更新申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

申請者

氏 名

①

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

次の掘削 (増掘、動力装置) の許可を更新したいので、温泉法第5条第2項 (第9条第2項) の規定により、関係書類を添えて申請します。

許可の種類別	掘削・増掘・動力装置
許可年月日及び番号	年 月 日 番号 ()
掘削許可等に係る土地の所在、地番及び地目	地目 ()
更新を必要とする理由	

別記第三号様式中「(第3条関係)」や「(第4条関係)」に「温泉掘さく (増掘、動力装置) 工事終了 (中止) 届出書」や「温泉掘削 (増掘、動力装置) 工事完了 (廃止) 届出書」に、「温泉掘さく」や「次の掘削」に、「終了 (中止) したので、温泉法施行規則第3条」や「完了 (廃止) したので、温泉法第6条第1項 (第9条第2項)」に改め、「次のとおり」や掘さく「(掘さく」や「(掘削」に、「終了・中止」や「完了・廃止」に、

掘さく地又は増掘若しくは動力装置の場所

掘削許可等に係る土地の所在、地番及び地目

「終了」や「完了」に、「中止」や「廃止」に改め、同様式を次の書類に「掘さく」や

「掘削」に必要の回数は、掘削の完了後に記入する。

3 「備考」欄は、工事廃止の場合は、廃止の理由を記載すること。

なお、工事中止後の廃止の場合は、廃止後の措置の内容及び状況を具体的に記載すること。

4 工事廃止の場合は、許可指令書を添付すること。

掘削紙や掘削台帳「（第9条関係）」や「（第14条関係）」に「第9条の」や「第14条の」に「掘さく許可」や「掘削許可」に「期日」や「予定日」に必要の回数は、掘削紙に「掘削台帳」に必要の回数に記入する。

別記第9号様式（第12条関係）

登録分析機関変更届

年月日

北海道知事様

住所

申請者

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

登録申請事項を変更したので、温泉法第16条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

登録年月日及び番号	年	月	日	番号（ ）
分析施設の所在地及び名称				
変更内容	事項	変更前	変更後	
変更年月日	年	月	日	
変更理由				
備考				

別記第10号様式（第13条関係）

登録分析機関廃止届

年月日

平成十四年三月二十九日

金曜日

北海道知事様

住所

申請者

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

温泉成分分析の業務を廃止したので、温泉法第17条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

登録年月日及び番号	年	月	日	番号（ ）
分析施設の所在地及び名称				
廃止年月日				
廃止理由				
備考				

掘削紙や掘削台帳「（第7条関係）」や「（第10条関係）」に「第7条の」や「第10条の」に「掘さく許可」や「掘削許可」に「期日」や「予定日」に必要の回数は、掘削紙に「掘削台帳」に必要の回数に記入する。

（毎分）

（リットル）

必要の回数は、掘削の完了後に記入する。

別記第7号様式（第9条関係）

登録分析機関登録申請書

年月日

北海道知事様

住所

申請者

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

登録分析機関の登録を受けたので、温泉法第15条第2項の規定により、次のとおり

又は測量図

- (2) 温泉の成分分析に関する書類
- (3) 工事の施行方法に関する書類 (例 増掘仕上げ断面図)
- (4) 申請者が温泉法第9条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることの誓約書
- (5) 利用計画書

その2

温泉動力装置許可申請書

年月日

北海道知事様

住所

申請者

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置したいので、温泉法第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

動力装置の目的	
動力装置の場所	
現在のゆう出量	(毎分) (リットル)
現在の温度	(摂氏) (度)
ゆう出路の口径	(ミリメートル)
ゆう出路の深さ	(メートル)
動力装置の型式	
口径	(ミリメートル)
出力	(キロワット (又は馬力))
揚水量	(毎分) (リットル)
着手及び完了の予定日	着手完了

備

考

注1 動力装置の内容の「型式」欄は、水中ポンプ、エアコンプレッサー等を記載すること。

2 既に装置している動力がある場合は、当該動力の内容 (型式等) を備考欄に記載すること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 動力装置の場所を明示した縮尺5万分の1の地図、動力装置の場所から500メートルの範囲の状況を記載した1万分の1以上の地図及び動力装置の場所の位置が明記された地籍図又は測量図
- (2) 温泉の成分分析に関する書類
- (3) 動力装置の詳細に関する書類 (例 動力装置仕上げ断面図及び仕様書の写し)
- (4) 申請者が温泉法第9条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることの誓約書
- (5) 利用計画書

断面

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現行この規則による改正前の温泉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の温泉法施行細則の規定にかかわらず、前分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道精神保健福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第四十二号

北海道精神保健福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則

北海道精神保健福祉審議会条例施行規則 (昭和六十三年北海道規則第八十四号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号) 第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に関する必要な」を「審議会から付託された」に改め、同条第二項中「精神障害者の医療に関する事業に従事する」を削る。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道規則第四十二号

北海道知事 堀 達也

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和二十八年北海道規則第四百号）の一部を次のように改正する。
別記第十六号様式中「支庁長（福祉事務所長）氏名」を「支庁長 氏名」に改め、「（福祉事務所）」を削る。
別記第二十号様式中「支庁長（福祉事務所長）様」を「支庁長 様」に改め、同様式（別添二）を次のように改める。
（別添二）

同意書

保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の資産及び収入の状況につき、貴支庁が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴支庁の調査囑託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて備いませぬ。

年 月 日

支庁長 様

住 所

氏 名

印

別記第十八号様式中「平成」を削ぐ、「支庁長（福祉事務所長）氏 名 様」を「支

庁長 様」に改める。

別記第十八号様式の二中「支庁長（福祉事務所長）様」を「支庁長 様」に改める。

別記第十八号様式の三中「支 庁 長 様」を「支庁長 様」に改める。
（福祉事務所長）」

別記第十九号様式中「平成」を削ぐ、「（福祉事務所長）」を削る。

別記第二十一号様式の二中「支庁長（福祉事務所長） 様」を「支庁長 様」に改める。

別記第二十五号様式中「支庁長（福祉事務所長） 氏 名」を「支庁 名」に改める。

別記第二十五号様式中「支庁長（福祉事務所長） 氏 名」を「支庁 名」に改める。

別記第二十五号様式中「支庁長（福祉事務所長） 氏名」を「支庁長 氏名」に改める。

別記第二十五号様式中「支庁長（福祉事務所長）様」を「支庁長 様」に改める。

別記第二十五号様式中「支庁長（福祉事務所長）様」を「支庁長 様」に改める。

別記第三十一号様式中「支庁長（福祉事務所長）」を「支庁長」に改める。（福祉事務所）」を削る。

別記第三十二号様式の二中「支庁長（福祉事務所長） 印」を「支庁長 印」に改め、同様式別紙中「支庁長（福祉事務所長） 様」を「支庁長 様」に改める。
別記第三十三号様式中「支庁長（福祉事務所長）氏 名」を「支 名」に改め、「支庁長（福祉事務所長） 様」を「支庁長 様」に改める。
別記第四十七号様式中「支庁長（福祉事務所長）様」を「支庁長 様」に改める。
別記第五十一号様式中「平成」を削ぐ、
「知 事 長 支 庁 長」を「知 事 長 支 庁 長」に改める。
「福祉事務所長」を「福祉事務所長」に改める。

支 庁 長 支 庁 長

支 庁 長 支 庁 長

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則の規定（別記第十七号様式（別添二）に係る部分を除く。）に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の生活保護法施行細則の規定（別記第十七号様式（別添二）に係る部分を除く。）にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第四十四号

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則
北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則（昭和三十二年北海道規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「粗や計

粗や計

七、九〇〇五」を「粗や計

粗や計

六

、五〇〇円に、
71 その他の試験及び測定機器
一件一日ごとに、六〇〇円
五〇〇円以下

71 サイズ排除クロマトグラフ
一件一日ごとに 一三、

72 真空定温恒溫器
同 一、

73 ガスクロマトグラフ質量分析
同 一六、

74 普通騒音計
同 二、

75 磁束密度測定器
同 二、

76 磁束測定器
同 四、

77 把持力分布測定装置
同 八、

78 バイオメカニクス測定装置
同 一五、

79 筋骨格モデル作成装置
同 五、

80 非接触型三次元測定システム
同 五、

81 振動計測システム
同 五、

82 その他の試験及び測定機器
一件一日ごとに、六〇〇円以
下 五〇〇円以下

を

五〇〇円
八〇〇円
八〇〇円
四〇〇円
七〇〇円
五〇〇円
二〇〇円
九〇〇円
〇〇〇円
七〇〇円
五〇〇円
上四三、

に改め、同表四の項中
3 その他の機械器具
一件一日ごと
五〇〇円以下

に、六〇〇円以上四三、
を
3 遠心分離機
4 その他の機械器具
同
一件一日ごとに
〇〇円以下

三〇、七〇〇円
一、六〇〇円以上四三、五
に改める。

別表第二の一の項中
リ 粗さ試験
同

八、一〇〇円を
リ 粗さ測定
同 五

、〇〇〇円に、
口 P H測定
同 三

、三〇〇円を
口 P H測定
同 三、

四〇〇円に、
(十四) その他の応用試験
同 二、七〇

〇円以上を
(十四) 電熱ヒーターの電力測定
同 九、三
(十五) その他の応用試験
同 二、七〇〇

〇〇円
円以上
に改め、同表三の項中
(十九) その他の特殊分析
一件ごとに七、
〇円以下

九〇〇円以上四一、九〇
を
(十九) ガスクロマトグラフ質量
分析 同
(二十) その他の特殊分析
一件ごとに七、九
〇円以下

二〇、二〇〇円

〇〇円以上四一、九〇
に改める。

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に行っている試験に係る手数料の額は、なお従前の例による。

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則

別表第四号中「三日」を「二日」に改め、同表第五号を次のように改める。

五 事業化資金貸付事業（二十一世紀産業創造貸付を除く。）	所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる資産の取得に要する経費、原材料・副材料費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、人件費、販売促進費その他事業化を行うために特に必要と認められる経費	対象経費の十分の八以内の額（その額が一億円を超えるときは、一億円。ただし、提供される担保が特許権又はプログラム著作物の著作権である場合にあつては、その額が三千万円を超えるときは、三千万円）	一 利率が年一・九パーセント以内のものであること。 二 償還期間（据置期間を含む。）が十年以内のものであること。 三 据置期間が一年以上のものであること。 四 担保の提供及び保証人の保証（当該資金の貸付金額が二千万円以内の場合にあつては担保の提供又は保証人の保証）があるものであること。
事業化資金貸付事業（二十一世紀産業創造貸付に限る。）	所得税法施行令第六条第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる資産の取得に要する経費、原材料・副材料費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、人件費、販売促進費その他事業化を行うために特に必要と認められる経費	対象経費の十分の八以内の額（その額が千万円を超えるときは、千万円）	一 大学、高等専門学校若しくは試験研究機関（以下「大学等」という。）に属する職員若しくは学生又は大学等に属していた者に係るものであつて、次のいずれかに該当するものであること。 イ 大学等で開発に従事した研究

	成果を利用して自ら事業を営もうとする場合又はその研究成果を他人に利用させて事業を営ませるため従業員若しくは出資者として当該事業に参画しようとする場合 ロ イに規定する事業が営まれてから五年以内のものである場合 二 利率が年一・五パーセント以内のものであること。 三 償還期間（据置期間を含む。）が十年以内のものであること。 四 据置期間が一年以上のものであること。 五 債務者が法人の場合は、その法人の代表者の保証があるものであること。

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則
北海道立工業技術センター管理規則（昭和六十一年北海道規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「プログラム開発支援装置

九、八〇〇円」を「画像処理装置

一六、三〇〇円」を「空気圧試験装置
油圧試験装置

一七、七〇〇円
一五、九〇〇円」及び「鋳物砂試験機

「三、〇〇〇円」を削り、「三次元測定機

「二、九〇〇円」を「三次元測定機
三次元測定支援装置

「二、三、五〇〇円
八、八〇〇円」を「バーコル硬さ計

「二、六〇〇円」を「バーコル硬さ計
ロックウェル硬度計
ブリネル硬さ試験機

「二、六〇〇円
三、〇〇〇円
二、九〇〇円」を「重金属排水

「六、九〇〇円」を「電解分

析装置
「二、五〇〇円」を「超

硬研削盤
「二、六〇〇円」及び

「高感度記録計
二、五〇〇円」を削る。

別表第二の一の表中「三次元測定
厚み測定」を削る。

「一七、三〇〇円
七、一〇〇円」を「三次元測定
三次元自由曲面評価
厚み測定」を削る。

「一、一、三〇〇円
二、四〇〇円
七、一〇〇円」を削る。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第四十七号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和三十八年北海道規則第四百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条第五号」を「第十八条第五号」に改める。

第二条第二号中「地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二十一条」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十五条第一項」に、「職業紹介活動」を「広域職業紹介活動」に改め、同条第十五号中「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十二年法律第三十五号）第一条の規定による廃止前の法律等」の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第三十五号）第一条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十二年法律第三十五号）第一条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を「第十四条若しくは特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令（平成十三年厚生労働省令第二百二十九号）第一条の規定による廃止前の」に改め、「特定不況業種離職者求職手帳」の下に「又は雇用対策法施行規則附則第八条若しくは第九条の規定による石炭鉱業離職者求職手帳」を加える。

平成十四年三月二十九日 金曜日

三三

第十六条第三号中「特定不況業種離職者求職手帳」の下に「、石炭鉱業離職者求職手帳」を加える。

別記第三号様式第四条第二項中「25円」を「21円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第四十八号

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

北海道職業訓練手当支給規則（昭和四十一年北海道規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十五条第一項に規定する広域職業紹介活動により職業のあつせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定された者

第九条中「第十三条」を「第十八条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道地方競馬事故補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第四十九号

北海道地方競馬事故補償規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬事故補償規則（昭和三十三年北海道規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は調教中」を削る。

第二条第一項中「後検査量」を「後検量」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「及びきゆう務員にあつては別記第一号様式による届出を行つてから、競走馬にあつては北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和五十二年北海道規則第六十四号）第二十八条第一項の規定による馬検査（以下この項において「馬検査」という。）に合格してから、当該年の競馬が終了するまでの間において競走中又は調教中（馬検査に合格した馬に係る場

合に限る。）を「、きゆう務員又は競走馬が競走中」に改める。
第六条中「次の表」の下に「の上欄に掲げる補償金に応じ、同表の下欄」を加え、同条の表を次のように改める。

補償金名	補償金の額
弔慰金	当該競走馬の事故発生直前の評価額の二分の一に相当する額から死体利用額を控除した額と五十万円とのいずれか低い額
治療費	治療を始めた日から百二十日間に要した治療費と五十万円とのいずれか低い額
見舞金	調教師、調教師補佐、騎手又はきゆう務員に係る場合 休業した日数に応じ一日千六百円で計算して得た額と十九万二千円とのいずれか低い額 競走馬が競走馬として使用できなくなつたときに係る場合 休養した日数に応じ一日五百円で計算して得た額と六万円とのいずれか低い額 競走馬が競走馬として使用できなくなつたときに係る場合 当該競走馬の事故発生直前の評価額の四分の一に相当する額と七万五千円とのいずれか低い額

第七条中「又は調教中」を削り、「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改める。
第八条第一項各号列記以外の部分中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第一号中「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改める。

別記第一号様式を削り、別記第二号様式を別記第一号様式とする。

別記第三号様式中「（鬚鬚）」を削り、同様式を別記第二号様式とする。

別記第四号様式中「（鬚鬚）」を削り、同様式を別記第三号様式とする。

附則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道地方競馬事故補償規則の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に係る補償について適用し、同日前に発生した事故に係る補償については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道地方競馬事故補償規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道地方競馬事故補償規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

漁港法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道規則第五十号

北海道知事 堀 達也

漁港法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(北海道立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 北海道立自然公園条例施行規則(昭和三十三年北海道規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号の二、第二十二号の六及び第二十六号の二中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正)

第二条 北海道自然環境等保全条例施行規則(昭和四十九年北海道規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ハ(ト)中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「第四十条」を「第四十条第一項若しくは第二項」に改める。

第十九条第一号二中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「第四十条」を「第四十条第一項若しくは第二項」に、「同条の」を「これらの」に改め、同号ホ及び同条第七号ト中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成十三年北海道規則第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号ハ中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「第四十条」を「第四十条第一項若しくは第二項」に改め、同号二中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

第十九条第一号ト中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「第四十条」を「第四十条第一項若しくは第二項」に、「同条の」を「これらの」に改め、同号チ及び同条第七号口中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

第二十四条第一号ハ中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「第四十条」を「第四十条第一項若しくは第二項」に、「同条の」を「これらの」に改める。

第三十三条第一項第二号ハ(イ)中「漁港法第五条」を「漁港漁場整備法第六条第一項から第四項まで」に改める。

(北海道漁港管理条例施行規則の一部改正)

第四条 北海道漁港管理条例施行規則(昭和三十二年北海道規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「第六条」を「第五条」に改める。
別記第九号様式(裏十一)の事項中「~~漁港法~~」を「~~漁港漁場整備法~~」に改める。

(漁港法施行細則の一部改正)

第五条 漁港法施行細則(昭和四十八年北海道規則第九十二号)の一部を次のように改正す

る。

題名を次のように改める。

漁港漁場整備法施行細則

第一条中「漁港法(」を「漁港漁場整備法(」に、「漁港法施行令」を「漁港漁場整備法施行令」に、「漁港法施行規則」を「漁港漁場整備法施行規則」に改める。

別記第一号様式から別記第三号様式まで及び別記第五号様式中「~~漁港法~~」を「~~漁港漁場整備法~~」に改める。

(風致地区内建築等規制条例施行規則の一部改正)

第六条 風致地区内建築等規制条例施行規則(昭和四十五年北海道規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二十一号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。
(港湾法施行細則の一部改正)

第七条 港湾法施行細則(昭和二十八年北海道規則第四十号)の一部を次のように改正する。
別記第一号様式及び別記第三号様式中「~~港法~~」を削り、「~~漁港法~~」を「~~漁港漁場整備法~~」に改める。

(北海道海域管理規則の一部改正)

第八条 北海道海域管理規則(昭和五十五年北海道規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「第五条第一項」を「第六条第一項から第四項まで」に、「区域」を「漁港の区域内の水域」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第五十一号

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道海面漁業調整規則(昭和三十九年北海道規則第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「漁業に関し」を「この規則の規定により」に改め、「住所地」の下に「(第四十五条第一項又は第七項の許可を申請する場合にあつては、その住所地又は採捕の区域)」を加える。

第二十九条第二項中「第六十七条第一項」の下に「若しくは第六十八条第一項」を加え、「同条第十二項」を「同法第六十七条第十一項(同法第六十八条第四項において準用する場

平成十四年三月二十九日 金曜日

合を含む。」に改める。

別表第二第一号中、「北緯四十五度東経百五十五度」を、「北緯四十五度十秒東経百五十四度五十九分四十二秒」に改め、同表第二号中、「北緯四十五度」を、「北緯四十五度十秒」に改める。

別表第二の二を次のように改める。

別表第二の二(第三十二条の二、第三十六条及び第四十一条関係)

北緯四十四度三十三分九秒以北の東経百四十五度三十七分四十五秒の線、次の各号の点を順次に結んだ線及び第二十二号の点から真方位百六十度の線以東の齒舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島の周辺水域から日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域を除いた水域

一 北緯四十四度三十三分九秒東経百四十五度三十七分四十五秒の点

二 北緯四十四度二十分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点

三 北緯四十四度十七分三十九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点

四 北緯四十四度九分九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点

五 北緯四十三度五十七分九秒東経百四十五度十九分十五秒の点

六 北緯四十三度五十五分九秒東経百四十五度十六分四十五秒の点

七 北緯四十三度五十二分九秒東経百四十五度十四分四十五秒の点

八 北緯四十三度四十八分九秒東経百四十五度十三分四十五秒の点

九 北緯四十三度四十四分九秒東経百四十五度十五分十五秒の点

十 北緯四十三度四十一分三十九秒東経百四十五度十八分十五秒の点

十一 北緯四十三度三十八分三十九秒東経百四十五度二十三分十五秒の点

十二 北緯四十三度三十七分三十九秒東経百四十五度二十五分四十五秒の点

十三 北緯四十三度三十分九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点

十四 北緯四十三度三十二分九秒東経百四十五度四十分四十五秒の点

十五 北緯四十三度二十六分九秒東経百四十五度四十七分四十五秒の点

十六 北緯四十三度二十五分九秒東経百四十五度四十九分十五秒の点

十七 北緯四十三度二十三分二十七秒東経百四十五度五十分十五秒の点(納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線の中心点)

十八 北緯四十三度二十分九秒東経百四十五度五十一分四十五秒の点

十九 北緯四十三度十九分九秒東経百四十五度五十二分十五秒の点

二十 北緯四十三度十六分九秒東経百四十五度五十二分十五秒の点

二十一 北緯四十三度十四分九秒東経百四十五度五十三分十五秒の点

二十二 北緯四十三度八分九秒東経百四十五度五十三分十五秒の点

別表第三渡島の部福島川の項中、「字日向」二十七番の八地先」を、「字月崎三十九番の二地先」に改める。

三四

先」に、「字月崎三十九番の二地先」を、「字日向二十七番の八地先」に改め、同表十勝の部広尾川の項中、「六十二番地先」を、「七十番地先」に改め、「国有林広尾事業区百四十五林班」を、「広尾国有林千四百四十五林班」に改め、同部十勝川の項中、「十勝西部森林計画区」を、「十勝森林計画区」に改め、同表釧路の部中、「釧路川」を、「新釧路川」に改め、同表根室の部標津川の項中、「字標津三番の五十四地先」を、「北十条東一丁目十六番地先」に、「字標津三番の十四地先」を、「北三条東一丁目二番地先」に改め、同表網走の部湧別川の項中、「国土地理院三角点下湧別の位置」を、「四十一番地に知事が建設した標柱の位置」に改め、同表宗谷の部徳志別川の項中、「字徳志別」を、「徳志別」に、「字山曰」を、「山曰」に改め、同部北見幌別川の項中、「字下幌別八千百十三番の一地先」を、「下幌別八千百十三番地先」に、「字下幌別八千百十五番地先」を、「下幌別八千百十五番地先」に改め、同部鬼志別川の項中、「字浜鬼志別」を、「浜鬼志別」に改め、同部知来別川の項中、「字知来別」を、「知来別」に改め、同表留萌の部信砂川の項中、「大字舎熊村字ヒコベ」を、「舎熊」に、「大字アフン」を、「阿分」に改め、同部暑寒別川の項中、「大字別茹村」を、「別茹」に、「大字増毛村」を、「栄町」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の二の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第五十二号

漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則(昭和二十六年北海道規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「第三条の二第五項」を、「第四条第五項」に改め、同条第二項中、「第三条の二第八項」を、「第四条第八項」に改める。

第二条中、「第三条の二第七項」を、「第四条第七項」に改める。

第三条中、「第三条の二第九項」を、「第四条第九項」に改める。

第五条第一項及び第二項中、「第三条の二」を、「第四条」に、「第七条」を、「第八条」に改め、同条第四項中、「第七条」を、「第八条」に改める。

第六条の見出し中、「添附書類」を、「添付書類」に改め、同条第一項中、「法第九条第二項」を、「法第十条第二項」に、「添附」を、「添付」に改める。

第七条中、「第十四条第一項」を、「第十七条第一項」に改める。

第八条第一項中、「第十一条の二」を、「第十三条」に改め、「三年を経過する日の一月前までに」を削る。

別記第五号様式中「第3条の2第9項」を「第4条第9項」に改める。
別記第七号様式中「第4条」を削り、「第7条」を「第8条」に改める。
別記第八号様式中「第4条」を「第7条」に改める。
別記第九号様式中「第2条の2」を「第3条」に改める。

附則

- この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日（以下、「施行日」という。）前に漁船の登録票の交付を受け、又は検認を受けている漁船に係る施行日以後最初に受ける検認の手続については、なお従前の例による。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道規則第五十三号

北海道空港条例施行規則（昭和五十年北海道規則第十二号）の一部を次のように改正する。
附則第三項第一号中「中標津空港」の下に「紋別空港（オホーツク紋別空港）」を加え、同項第三号を削る。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道規則第五十四号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十五年北海道規則第八十二号）の一部を次のように改正する。
第二条の表第二号中「及び江別市」を「江別市、千歳市、富良野市、登別市、北広島市、上磯町、大野町、七飯町及び白老町」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道規則第五十五号

北海道知事 堀 達也

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
北海道営住宅条例施行規則（平成九年北海道規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表道公営住宅の部江別市の項中「一、四〇九」を「一、三八六」に改め、同部恵庭市の項中「三六」を「五四」に改め、同部北広島市の項中「一、五二三」を「一、五二五」に改め、同部石狩市の項中「四五五」を「四七三」に改め、同部函館市の項中「二、〇二二」を「一、九六二」に改め、同部江差町の項中「七六」を「九九」に改め、同部岩見沢市の項中「六二二」を「五八六」に改め、同部滝川市の項中「三三三」を「三四一」に改め、同部士別市の項中「三六」を「六〇」に改め、同部留萌市の項中「三九八」を「三九五」に改め、同部北見市の項中「七五九」を「七三五」に改め、同部紋別市の項中「九二」を「一〇」に改め、同部遠軽町の項中「二四」を「三六」に改め、同部斜里町の項中「二八」を「三六」に改め、同部登別市の項中「四七〇」を「四八四」に改め、同部伊達市の項中「一五〇」を「一六八」に改め、同部帯広市の項中「九〇〇」を「九六〇」に改め、同部幕別町の項中「三五四」を「二九〇」に改め、同部釧路市の項中「一一一」を「一、〇九九」に改める。

別表第一の二の表駐車場の部江差町の項中「七六」を「九九」に改め、同部岩見沢市の項中「一四〇」を「二四四」に改め、同部滝川市の項中「六〇」を「一四〇」に改め、同部士別市の項中「三六」を「六〇」に改め、同部留萌市の項中「二五二」を「二七三」に改め、同部北見市の項中「三三七」を「二五五」に改め、同部網走市の項中「三一九」を「三四九」に改め、同部紋別市の項中「九二」を「一〇」に改め、同部遠軽町の項中「二四」を「三六」に改め、同部斜里町の項中「二八」を「三六」に改め、同部苫小牧市の項中「二七〇」を「三八〇」に改め、同部伊達市の項中「七八」を「九六」に改め、同部帯広市の項中「五四七」を「六〇七」に改め、同部釧路市の項中「三七三」を「七一〇」に改め、同表集会所

の部中
旭川市
六
旭川市
士別市

六
一
に改め、同部登別市の項中「二」を

「三」に改め、同表高齢者生活相談所の部中
江別市

一
を
江別市
江差町
一

平成十四年三月二十九日 金 曜 日

三六

に改める。

別表第四七飯町の部中「グリーンヒルななえ駐車場」を「グリーンヒルななえ団地駐車場」に改め、同表江差町の部中

南ヶ丘団地駐車場

二

、〇三〇円

を

南ヶ丘団地駐車場

二、〇三〇

円山通り団地駐車場

二、〇三〇

に改め、同表岩見沢市の部中

しらかば団地駐車場

二

円 円

二、〇三〇円

を

しらかば団地駐車場

二

かえて団地駐車場

二

に改め、同表美唄市の部中「ゆたかニュータウン駐車場」を「ゆたかニュー

、〇三〇円
、〇三〇円

タウン団地駐車場」に改め、同表滝川市の部中

見晴団地駐車場

二

二、〇三〇円

を

見晴団地駐車場

二

滝の川団地駐車場

二

二、〇三〇円
二、〇三〇円

に改め、同表沼田町の部中「ガーデンタウン沼田駐車場」を「ガ

ーデンタウン沼田団地駐車場」に改め、同表士別市の部中「サウスタウン青葉駐車場」を「サウスタウン青葉団地駐車場」に改め、同表名寄市の部中「サンピラーなよろ駐車場」を「サンピラーなよろ団地駐車場」に、「マーガレットヴィラ駐車場」を「マーガレットヴィラ地駐車場」に改め、同表留萌市の部中

野本中央団地駐車場

二、〇三〇円

を

野本中央団地駐車場

二、〇三〇円

野本団地駐車場

二、〇三〇円

二、〇三〇円

に改め、同表北見市の部中

サンシティーきたみ駐車場

二、〇三〇円

二、〇三〇円

に改め、同表網走市の部中「グリーンタウンリバーサイド駐車場」に改め、同表中

紋別市

サンリッ

二、〇三〇円

を

サンシティーきたみ団地駐車場

二、〇三〇円

高栄団地駐車場

二、〇三〇円

二、〇三〇円

に改め、同表網走市の部中「グリーンタウンリバーサイド駐車場」に改め、同表中

紋別市

二、〇三〇円

を「グリーンタウンリバーサイド団地駐車場」に改め、同表中

紋別市

「を「グリーンタウンリバーサイド団地駐車場」に改め、同表中

紋別市

サンリッ

学園第二

サン

駒場

学園

学園

を

チヴィラ駐車場

二、〇三〇円

二、〇三〇円

団地駐車場

二、〇三〇円

二、〇三〇円

リッチヴィラ団地駐車場

二、〇三〇円

二、〇三〇円

団地駐車場

二、〇三〇円

二、〇三〇円

第三団地駐車場

二、〇三〇円

二、〇三〇円

第二団地駐車場

二、〇三〇円

二、〇三〇円

の部中

に改め、同表登別市

二、〇三〇円

鷺別団地駐車場

二、〇三〇円

二、〇三〇円

登別東団地駐車場

二、〇三〇円

二、〇三〇円

を

を

二、〇三〇円

を

を

二、〇三〇円

驚別団地駐車場		11' 0110E	226' 同表
伊達市の部中		11' 0110E	
を			
山下団地駐車場		11' 0110E	226'
末永中央団地駐車場		11' 0110E	
同表帯広市の部中		11' 0110	
を			
西帯広団地駐車場		11' 0110E	22
大空団地駐車場		11' 0110E	
改め、同表釧路市の部中「クレインヴィラ駐車場」を「クレインヴィラ団地駐車場」に			
愛国団地駐車場		11' 540E	愛国
団地駐車場		11' 540E	226' 改め
江田地駐車場		11' 540E	
附 則			
この規則は、公布の日から施行する。			
訓 令			
北海道訓令第7号			
北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。			
平成14年3月29日			
北海道知事 堀 達 也			
北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令			

北海道職員の勤務時間に関する規程（昭和55年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。	
第2条中「金曜日まで」の次に「（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員にあつては、同条例第3条第1項ただし書に規定する週休日を除く。）」を加える。	
附 則	
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。	
北海道訓令第8号	
中小企業労働相談所運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
平成14年3月29日	
北海道知事 堀 達 也	
中小企業労働相談所運営規程の一部を改正する訓令	
中小企業労働相談所運営規程（昭和43年北海道訓令第18号）の一部を次のように改正する。	
第3条第2項第2号中「鉾山保安監督局、鉾山保安監督局鉾山保安監督署」を「鉾山保安監督部、鉾山保安監督部鉾山保安監督署」に改める。	
附 則	
この訓令は、平成14年3月29日から施行する。	
道 議 会 告 示	
北海道議会告示第一号	
平成七年北海道議会告示第一号（北海道議会議員の資産等の公開に関する規程）の一部を次のように改正する。	
平成十四年三月二十九日	
北海道議会議長 酒 井 芳 秀	
北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程	
北海道議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年北海道議会告示第一号）の一部を次のように改正する。	
分 土地等の事業・雑所得	
離 短期譲渡所得	

課税	税
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	

土地等の事業・雑所得	短期譲渡所得	長期譲渡所得	株式等の事業・譲渡・雑所得	商品先物取引の事業・雑所得

を

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

道人事業委員会規則

北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道人事委員会委員長 杉本堅治

北海道人事委員会規則三二二

北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（北海道人事委員会規則三二二）の一部を次のように改正する。

第二条第四十七号及び第四十八号中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、第二条第四十九号及び第五十号中「派遣規則」を「外国派遣規則」に改め、第二十条第五十号の次に次の二号を加える。

五十一 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成十三年北海道条例第五十四号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第九条の規定に基づき、派遣職員等の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等に係る報告を受けること。

五十二 公益法人等派遣条例第十九条の規定に基づき、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等に係る報告を受けること。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道人事委員会委員長 杉本堅治

北海道人事委員会規則七二〇二六

初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則

（初任給調整手当に関する規則の一部改正）

第一条 初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則七二一三七）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、「第二条第一項」の下に「若しくは公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成十三年北海道条例第五十四号）第二条第一項」を加える。

（農林漁業改良普及手当に関する規則の一部改正）

第二条 農林漁業改良普及手当に関する規則（北海道人事委員会規則七二二三二）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）」を「若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和六十三年北海道条例第一号）第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）、「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成十三年北海道条例第五十四号）第三条第一号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項及び第三項に規定する通

勤による負傷若しくは疾病又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者の特定法人（同条第一項に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤」に改める。

（給与の支給に関する規則の一部改正）

第三条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則七―二八〇）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「の一に」を「のいずれかに」に改め、同項第三号中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、「第二条第一項」の下に「若しくは公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成十三年北海道条例第五十四号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第二条第一項」を加え、同条第二項中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、「第二条第一項」の下に「若しくは公益法人等派遣条例第二条第一項」を加える。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合（道職員給与条例第二十一条第一項、学校職員給与条例第二十一条第一項又は警察職員給与条例第二十六条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣条例第三条第一項に規定する派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。第二十九条の六第二項において同じ。）、公益法人等派遣条例第三条第一項に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）の派遣先団体（公益法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益法人等派遣法」という。）第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）の特定法人（同条第一項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、管理職手当は、支給することができない。

第二十三条第八号中「派遣職員の」を「外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の」に改め、同条第九号中「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

第二十四条第三号に次のように加える。

八 退職派遣者（人事委員会が定めるものに限る。）

第二十六条の三第一項中「及び派遣職員」を「、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員

員」に改める。

第二十七条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「第一号若しくは第四号」を削り、同項第三号中「第二条」の下に「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五条」を加える。

第二十八条第一項中「若しくは口」を「から八まで」に改め、同条第二項中「の規定を準用する」を「各号に掲げる期間に相当する期間を除外する」に改める。

第二十八条の二第二項中「若しくは口」を「から八まで」に改める。

第二十九条第一号中「及び分限条例第一条の二三号の規定に該当する休職者（給与の支給を受ける者に限る。）」を削り、同条第三号中「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「第五条の二」を「第五条の三」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 公益法人等派遣職員

第二十九条の六第二項第三号中「及び分限条例第一条の二三号の規定に該当する休職者であつた期間のうち人事委員会の定める期間」を削り、同項第五号中「又は通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）」を「若しくは地方公務員災害補償法第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病、公益法人等派遣職員の派遣先団体の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は退職派遣者の特定法人の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 基準日以前六箇月の全期間にわたつて勤務した日がない場合（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病、公益法人等派遣職員の派遣先団体の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は退職派遣者の特定法人の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第三十条第一号中「第三十五条の三第四項」を「第三十五条の三第三項」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 公益法人等派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員

第三十三条第三項第五号中「第五項第三号又は第四号」を「第五項第四号から第七号まで」に改め、同条第五項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同号の前に次の二号を加える。

五 第二十三条第十号に該当する職員となること。

平成十四年三月二十九日 金曜日

四〇

六 公益法人等派遣職員のうち給与の支給を受けていない職員となること。

第三十三条第五項第三号中、「第三十五条の三第四項」を、「第三十五条の三第三項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 公益法人等派遣条例第四条の規定による割合の変更

第三十五条の三第一項第二号を次のように改める。

二分限条例第一条の二第二号の規定に該当して休職にされた場合は、百分の七十以内（職員が公務上の災害若しくは地方公務員災害補償法第二条第二項及び第三項に規定する通勤による災害（外国派遣職員の派遣先の業務上の災害又は地方公務員災害補償法第二条第二項及び第三項に規定する通勤による災害を含む。）、公益法人等派遣職員の派遣先団体の業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤による災害又は退職派遣者の特定法人の業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤による災害を受けたと認められる場合は、百分の百以内）

第三十五条の三第一項第三号を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一条の二（第四号を除く。）」を「第一条の二第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第四条 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則七―二八四）の一部を次のように改正する。

第十五条中「人事交流等」の下に「又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定による採用」を加える。

第十六条中第二号を第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成十三年北海道条例第五十四号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員のうち、道職員給与条例第十一条第一項第一号又は第三号、学校職員給与条例第十条の二の四第一項第一号又は第三号及び警察職員給与条例第十三条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該復帰の直前の住居（当該復帰の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする勤務庁に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして

困難であると認められるものに限る。）

（調整手当に関する規則の一部改正）

第五条 調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則七―二八八）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成十三年北海道条例第五十四号）第十条に規定する特定法人

第五条第一項第一号中「人事交流等」の下に「又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）以下「公益法人等派遣法」という。）

第十条第一項の規定による採用」を加え、同項第二号中「人事交流等」の下に「又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定による退職」を加え、「同条」を「第二条」に改め、同条第三項中「人事交流等」の下に「又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定による採用」を加える。

（住居手当に関する規則の一部改正）

第六条 住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則七―三五四）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「にあつては、当該適用」を「にあつては当該適用、公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成十三年北海道条例第五十四号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰」に改める。

（特勤勤務手当に関する規則の一部改正）

第七条 特勤勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則七―三五七）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「人事交流等」の下に「又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）以下「公益法人等派遣法」という。）第十条第一項の規定による採用」を加え、同条第二項を次のように改める。

二 道職員給与条例第十二条の三第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員又は警察職員給与条例第十四条の三第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 派遣からの復帰（公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成十三年北海道条例第五十四号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰することを行う。以下同じ。）をし、特勤部局又は準特勤部局に在勤することとなつた職員で、当該部局に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの
二 新たに特勤部局又は準特勤部局に該当することとなつた部局に在勤する職員でその

附則第四項中「の間に人事交流等」の下に「又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益法人等派遣法」という。）第十条第一項の規定による採用」を加え、「という。」に指定解除地域等」を「という。」に指定解除地域」に改め、「者で人事交流等」の下に「又は公益法人等派遣法第十条第一

項の規定による退職」を加える。

附則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の単身赴任手当に関する規則の規定に基づいて作成されている単身赴任届の用紙がある場合においては、この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道人事委員会委員長 杉本堅治

北海道人事委員会規則一三―四八

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則一三―四二）の一部を次のように改正する。

第五条の二中、「請求に係る子の同居の親族のうち十六歳以上の者であつて」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第二号中「保育」を「養育」に改める。

第五条の四第一項第二号及び第三号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるとして第五条の二に定める者に該当することとなったこと。

第五条の四第三項中「職員」を「当該請求をした職員」に改める。

第五条の五第二項及び第三項を削る。

第五条の七第一項第二号及び第三号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、第五条の五において読み替えて準用する第五条の二に定める者に該当することとなったこと。

第五条の七第三項中「職員」を「当該請求をした職員」に改める。

第五条の八第一項から第三項までを削り、同条第四項中「第五条の四、」を「第五条の四（同条第一項第四号を除く。）、「」に改め、「（同条」の下に「第一項第四号及び」を加え、「、第三号及び第四号」を「及び第三号」に、「職員の」を「当該請求をした職員の」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に改め、「、同項第四号中「保育」とあるのは「介護」とを削り、同項を同条とする。

第七条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則一六―

一）第五条に規定する特定法人
第七条の二中「者」の下に、「（以下「継続再任用職員」という。）」を加える。

第十一条第一項第十七号ア中「経過する日」の下に、「（当該日前に北海道職員等の定年等に関する条例（昭和五十九年北海道条例第五十一号）第二条の規定により退職する職員にあつては、同条に規定する定年退職日）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号、第八号及び第十三号に掲げる場合で、継続再任用職員の当該採用された年における休暇の期間は、当該各号に掲げる期間から当該年において再任用職員となつた日の前日までの間に使用した当該休暇の日数を減じて得た日数の範囲内の期間とする。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 継続再任用職員の当該採用された年における組合休暇の期間は、前項に掲げる期間から当該年において再任用職員となつた日の前日までの間に使用した組合休暇の日数を減じて得た日数の範囲内の期間とする。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、平成十四年三月三十一日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道人事委員会委員長 杉本堅治

北海道人事委員会規則一三―四九

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則一三―四三）の一部を次のように改正する。

第五条の二中、「請求に係る子の同居の親族のうち十六歳以上の者であつて」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第二号中「保育」を「養育」に改める。

第五条の四第一項第二号及び第三号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるとして第五条の二に定める者に該当することとなったこと。

第五条の四第三項中「職員」を「当該請求をした職員」に改める。

第五条の五第二項及び第三項を削る。

第五条の七第一項第二号及び第三号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 当該請求をした職員の場合、当該請求に係る子の親であるものが、第五条の五において読み替えて準用する第五条の二に定める者に該当することとなったこと。

第五条の七第三項中「職員」を「当該請求をした職員」に改める。

第五条の八第一項から第三項までを削り、同条第四項中「第五条の四、」を「第五条の四（同条第一項第四号を除く。）、」に改め、「（同条」の下に「第一項第四号及び」を加え、「、第三号及び第四号」を「及び第三号」に、「職員の」を「当該請求をした職員の」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に改め、「、同項第四号中「保育」とあるのは「介護」とを削り、同項を同条とする。

第七条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則一六一

一）第五条に規定する特定法人

第七条の二中「者」の下に「（以下「継続再任用職員」という。）」を加える。

第十一条第一項第十七号ア中「経過する日」の下に「（当該日前に北海道職員等の定年等に関する条例（昭和五十九年北海道条例第五十一号）第二条の規定により退職する職員にあつては、同条に規定する定年退職日）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号、第八号及び第十三号に掲げる場合で、継続再任用職員の当該採用された年における休暇の期間は、当該各号に掲げる期間から当該年において再任用職員となった日の前日までの間に使用した当該休暇の日数を減じて得た日数の範囲内の期間とする。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 継続再任用職員の当該採用された年における組合休暇の期間は、前項に掲げる期間から当該年において再任用職員となった日の前日までの間に使用した組合休暇の日数を減じて得た日数の範囲内の期間とする。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、平成十四年三月三十一日から施行する。

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道人事委員会委員長 杉本 堅治

北海道人事委員会規則一六一

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成十三年北海道条例第五十四号。以下「条例」という。）第二条第一項及び第二項第三号、第九条、第

十条並びに第十九条の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣先団体）

第二条 条例第二条第一項に規定する人事委員会規則で定める団体は、別表第一に掲げるものとする。

（派遣の対象とならない職員の特例）

第三条 条例第二条第二項第三号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第一項の規定により北海道以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。

（派遣職員に関する報告）

第四条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において条例第二条第一項の規定により派遣した職員の派遣先団体、派遣期間及び派遣先団体における処遇の状況等並びに同項の規定により派遣された職員であつて、当該年度内に職務に復帰したものの復帰後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

（特定法人）

第五条 条例第十条に規定する人事委員会規則で定める株式会社又は有限会社（以下「特定法人」という。）は、別表第二に掲げるものとする。

（退職派遣者に関する報告）

第六条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第十条第二項に規定する退職派遣者が業務に従事する特定法人、特定法人の業務に従事すべき期間及び特定法人における処遇の状況等並びに当該年度内に同条第一項の規定により職員として採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条、第六条及び次項の規定は、同年三月三十一日から施行する。

（退職派遣者に関する規定の適用）

2 第五条及び第六条の規定は、平成十四年三月三十一日以後に法第十条第一項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

別表第一（第二条関係）

公立学校共済組合北海道支部

平成十四年三月二十九日 金 曜 日

四四

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
財団法人オホーツク生活文化振興財団
財団法人北見市体育協会
財団法人釧路市民文化振興財団
財団法人新千歳空港周辺環境整備財団
財団法人ダム技術センター
財団法人二千二ワールドカップサッカー大会日本組織委員会
財団法人函館市住宅都市施設公社
財団法人北海道科学技術総合振興センター
財団法人北海道環境財団
財団法人北海道建設技術センター
財団法人北海道建築指導センター
財団法人北海道公立学校教職員互助会
財団法人北海道子ども国協会
財団法人北海道市町村振興協会
財団法人北海道社会福祉施設運営財団
財団法人北海道住宅管理公社
財団法人北海道生涯学習協会
財団法人北海道森林整備公社
財団法人北海道青少年育成協会
財団法人北海道体育協会
財団法人北海道地域医療振興財団
財団法人北海道地域活動振興協会
財団法人北海道地域総合振興機構
財団法人北海道長寿社会振興財団
財団法人北海道農業開発公社
財団法人北海道文学館
財団法人北海道文化財団
財団法人北海道埋蔵文化財センター
財団法人北方文化振興協会
社会福祉法人北海道社会事業協会
社会福祉法人北海道社会福祉協議会
社会福祉法人北海道社会福祉事業団
社会福祉法人北海道ウタリ協会
社団法人北海道看護協会

社団法人北海道機械工業会
社団法人北海道軽種馬振興公社
社団法人北海道交通安全推進委員会
社団法人北海道国際農業交流協会
社団法人北海道国土緑化推進委員会
社団法人北海道消費者協会
社団法人北海道総合在宅ケア事業団
社団法人北海道造林協会
社団法人北海道農業担い手育成センター
社団法人北方圏センター
北海道厚生農業協同組合連合会
北海道住宅供給公社
北海道町村会
北海道土地開発公社
北海道土地改良事業団体連合会
北海道農業会議
別表第二（第五条関係）
株式会社旭川産業高度化センター
株式会社苦東
株式会社北海道エアシステム
北海道ちほく高原鉄道株式会社
北海道職員等の育児休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日
北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治
北海道人事委員会規則一七―二
北海道職員等の育児休業に関する規則の一部を改正する規則
北海道職員等の育児休業に関する規則（北海道人事委員会規則一七―〇）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「第五条の二」を「第五条の三」に改め、「、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認のあった期間のうち」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。
一 休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間
イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定によ

り育児休業（公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成十三年北海道条例第五十四号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第三条第一号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）にあつては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業）をしていた期間
ロ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十條の三第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

ハ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九條第一項の規定による停職の期間

ニ 地方公務員法第二十八條第二項第一号の規定による休職の期間（給与の支給を受けない期間に限る。）同項第二号の規定による休職の期間及び北海道職員等の分限に関する条例（昭和二十七年北海道条例第六十号）第一条の二第一号又は第二号の規定による休職の期間

二 公益法人等派遣条例第十二條第一号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）であつた期間（育児介護休業法第二条第一号に規定する育児休業の期間を除く。）

第二条第一項第三号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 条例第五条の三第二項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 公務上の負傷又は疾病により勤務しなかつた期間

二 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷又は疾病により勤務しなかつた期間

三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和六十三年北海道条例第一号）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷又は疾病により勤務しなかつた期間

四 外国派遣職員の通勤による負傷又は疾病により勤務しなかつた期間

五 公益法人等派遣職員の公益法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の業務上の負傷又は疾病により勤務しなかつた期間

六 公益法人等派遣職員の労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷又は疾病により勤務しなかつた期間

七 公益法人等派遣職員であつた期間のうち派遣先団体に勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき承認を受けた期間を含む。）

八 退職派遣者の公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則一六一）第五条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）の業務上の負傷又は疾病により勤務しなかつた期間

九 退職派遣者の労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤による負

傷又は疾病により勤務しなかつた期間
十 退職派遣者であつた期間のうち特定法人に勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき承認を受けた期間を含む。）

附 則

この規則は、平成十四年三月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定（第一号二の部分に限る。）は、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

金曜日

四六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
プ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課